

# 居宅介護支援・介護予防支援事業重要事項説明書

令和8年4月1日

ゆめの里福祉相談センターは、ご利用者に対して居宅介護支援・介護予防支援サービスを提供します。事業の概要、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 事業所の概要

- (1) 名称                   ゆめの里福祉相談センター
- (2) 所在地               松本市大字和田2240-9
- (3) 電話番号             (直通) 0263(88)0013  
                              (FAX) 0263(88)2015
- (4) 管理者               上條 美香

## 2. 運営の方針

地域の保健・医療・福祉サービスの提供機関との密接な連携のもとに、要介護利用者の多様なニーズに対応した居宅介護支援事業を行う。

## 3. 事業所の従業者

事業所に配置する職種、員数及び職務内容は、次のとおりです。

- (1) 管理者：1名（兼務）
- (2) 介護支援専門員：3名以上  
※利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅介護支援サービス計画の作成を支援し指定居宅介護支援サービス等の提供が確保されるよう連絡調整その他の便宜を図ります。
- (3) 事務員：1名（兼務）  
必要な事務を行います。※業務の状況に応じて、職員数は増減する。

## 4. 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日   月曜日～金曜日
- (2) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定める日及び12月30日～1月3日を休業日とします。但し、管理者が特別に認めた場合はこの限りではありません。
- (3) 営業時間   午前8時30分～午後5時30分  
但し、管理者が特別に認めた場合はこの限りではありません。  
上記直通電話にて連絡をいただき、必要に応じて訪問や連絡調整を行います。
- (4) 緊急時の対応   <夜間、休日の緊急時の連絡先について>  
24時間の連絡体制をとり利用者、ご家族の皆様の相談に応じ、自宅で安心して生活ができる体制を整えています。  
連絡先   0263-88-0013   ※転送になります。

## 5. 通常の事業の実施地域

(1) 松本市、塩尻市、山形村、朝日村です。

## 6. 居宅介護支援・介護予防支援事業の内容、提供方法

<居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成>

次の事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を公正中立に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを選択する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画・介護予防サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料、当該事業所をケアプランに位置付けた理由等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意をうけます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

<経過観察>

- ① 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画・介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画・介護予防サービス計画の支援、要介護・要支援認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

<事故発生時の対応>

- ① 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を残します。
- ③ 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

## 7. ハラスメントの防止について

- ① 苦情やハラスメント行為等により、当事業所及び介護支援専門員の通常の業務に支障が出ると判断した場合には契約を解除することがあります。
- ② 職場におけるハラスメント防止の為、職員に対し研修を実施するなど必要な措置を講じます。

## 8. 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施するなど必要な措置を講じます。

## 9. 感染や災害への対策

- ① 感染症や災害の発生時に継続的にサービスを提供できる体制を構築するため、業務継続計画を

策定し、対応力の向上を図ります。

- ② 不測の事態が発生し、一時的に事業所を縮小、休業せざるを得ない状況となった際は、再開するまでの期間において、介護支援専門員等が調整を行った代替事業所からサービス提供させていただく場合があります。

## 10. 会議の開催方法

- ① 参集にて行うもののほかに、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。
- ② 利用者等が参加して実施する会議については、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。

## 11. 契約について

重要事項説明書をもって、居宅介護支援専門員が説明をし、契約書と説明書への署名をもって契約となります。

今後、契約内容に変更が生じたときは、別紙にて利用者に同意を得て、継続する場合があります。

## 12. 利用料金

利用料金は全額介護保険から給付されるため、利用者の自己負担はありません。

### ※給付制限

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者へ支払われない場合があります。その場合は、一旦1か月分のご利用料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を、市役所窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

### <交通費>

松本市・塩尻市・山形村・朝日村 は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問する為に、次の交通実費が必要となります。

1kmあたり 10円

## 13. サービス内容に関する苦情・相談

当事業所に来所、電話及び文書等で受け付けます。

利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応します。

担当窓口：TEL 0263(88)0013

相談時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分（祝日、12/30～1/3を除く）

担当者： 上條 美香

松本市役所高齢福祉課 TEL 0263(34)3213

塩尻市役所介護課 TEL 0263(52)0285

山形村役場 TEL 0263(98)3111

朝日村役場 TEL 0263(99)2001

国民健康保険団体連合会 TEL 026(238)1580

居宅介護支援・介護予防支援開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。